



あおもいフードバンク



もったいないを
正義に!

一緒にヒーローに
なろうぜ!





青森県社会福祉協議会の あおもりフードバンク



あおもりフードバンクは、青森県社会福祉協議会が行うフードバンク活動です。企業、団体、個人から、日用品、文房具や書籍など生活に必要な品々を無償で提供いただき、食品等を必要とする方々に無償で配布します。

食品等の配布にあたっては、身近な地域で支援活動を行うさまざまな中間支援組織を通じて行います。



個人の方からの直接の寄付は、原則受け付けていません。対象者に対して、直接分配しておらず、中間に入る団体を通して分配しています。



あおもいフードバンクの目的



あおもいフードバンクの活動を通じて、支援を必要とする方々の福祉の充実を図るとともに、たすけあいのネットワークを広げ、身近な地域での福祉コミュニティづくりを進めます。

そのために、食品等を受け入れして中間支援組織を通じて配布するだけでなく、食品等の適切な管理など安心安全な活動のため取り組みや広報活動を行います。



子ども



子育て家庭



生活に困窮する方々

福祉サービス利用者



支援を必要とする方々の福祉の充実を図るため食品等の配布

食品等の受入

食品等
提供者



青森県社会福祉協議会



非営利活動への
食品等の配布

中間
支援組織

食品等の適切な管理

広報活動・安全適切に行うための活動・震災時等の支援

支援機関や市内活動、企業、
団体の連携や共同による

たすけあいのネットワーク
推進

住民相互の身近な地域での
継続的な

福祉コミュニティづくり



あおもいフードバンクのめざすもの



あおもいフードバンクの活動を通じて、次の4つの取組みを進めていきます。

(1)フードバンク活動を広げます

食品の提供も、食品の受取も、あおもいフードバンクを通すことで実現が可能であることを周知します。提供者を増やし、受け取る人も増やす取組を行います。

(2)安全安心な食品の分配を進めます

食品管理のルールや関係者の信頼性の確保を明文化し、安全安心な食品の提供のための取組を強化します。

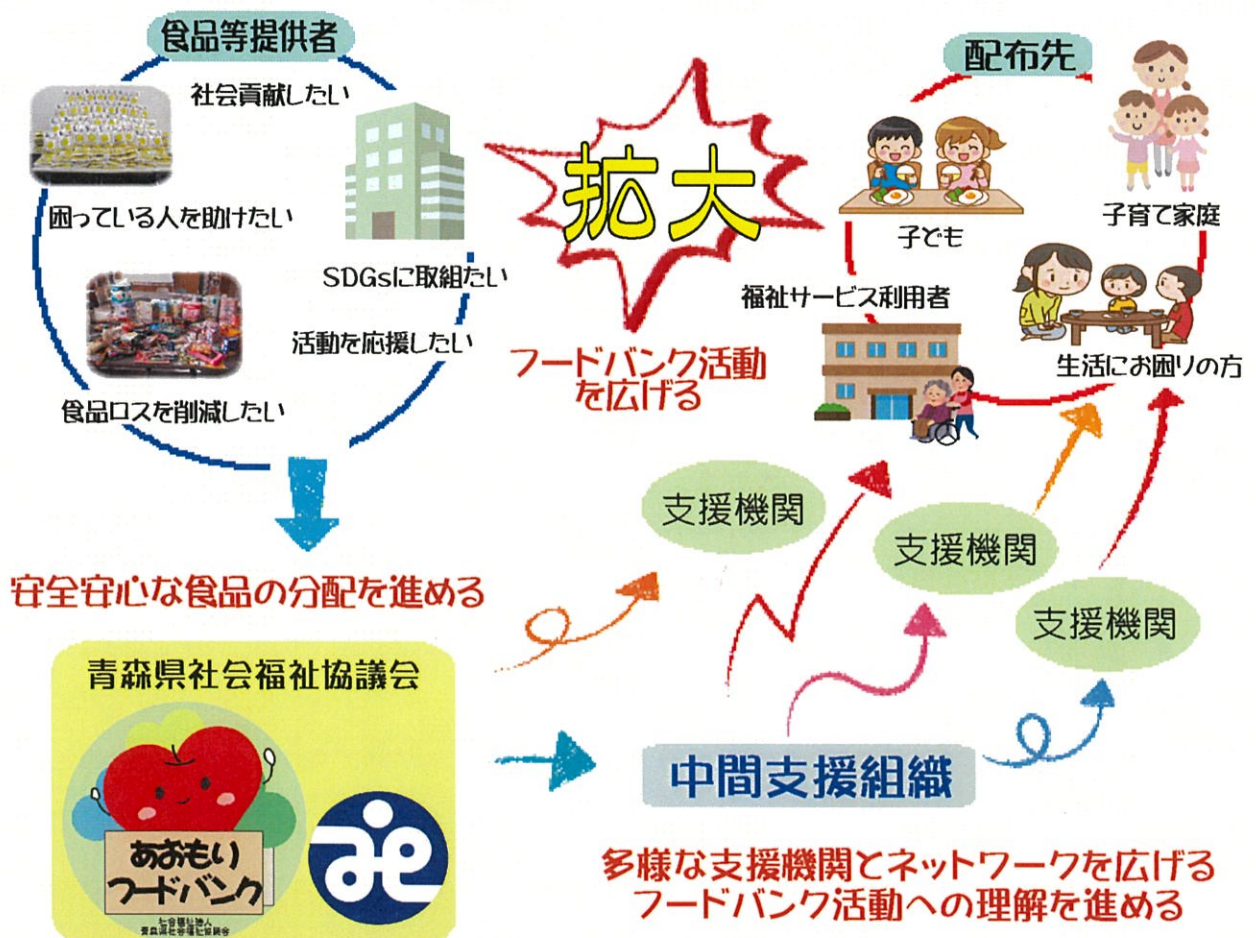
(3)多様な支援機関とネットワークを広げます

従来の組織だけでなく、地域の多様な活動団体と連携し、必要とする方々に食品等が届くためにネットワークを広げます。

(4)フードバンク活動への理解を進めます

食品等提供だけでなく、活動費用への協力などの理解を進めます。

**安全安心な食品等を必要とする方々に届けることで
地域のたすけあいのネットワークを広げたい**





一般的な提供の流れ



食品等を提供したい方は、青森県社会福祉協議会にお知らせいただきます。ご希望に沿った配布先を青森県社会福祉協議会が調整して配布を進めます。

こども食堂へ



こども食堂おすそわけ便

児童福祉施設の子どもたちへ



寄付していただいた方々(令和3年度)

株式会社秋田東北ダイケン青森営業所、ライオンズクラブ国際協会332-A地区八戸ライオンズクラブ、損害保険ジャパン株式会社青森支店、大和ハウス工業株式会社北東北支社青森営業所、青森県農協農政対策委員会およびJAグループ青森、青森県トラック協会三八支部青年部会、正覚寺、病厄除守護神廣田神社、有限会社中里エアサービス、三井住友海上火災保険(株)(青森支店、青森保険金お支払いセンター、八戸保険金お支払いセンター)と三井住友海上あいおい生命保険(株)(青森生保支社)とMS東北(株)(青森支店、八戸支店、むつ支店)日本労働組合総連合会青森県連合会、日本たばこ産業株式会社青森支店、青森市役所、日本原燃株式会社、みちのく銀行青森支店、有限会社田向商店、株式会社カーブスジャパン(ハッピードラック3店舗で行ったフードライブ)、株式会社ツルハ、株式会社大藤、東洋羽毛工業株式会社 (敬称略、匿名希望者を除く)



チャリティ・サンタによる
図書プレゼント



青森県社会福祉協議会





コープフードバンク

「生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合」から提供される食品等を、市町村社会福祉協議会を通じて生活困窮者等に配布する活動です。

カップラーメンなど保存期間の長い食品を活用しています



市町村社会福祉協議会に相談に来た方などにお渡ししています

コープあおもりの農産品提供

「生活協同組合コープあもり」から提供される農産品を、青森県内の15ヶ所の社会福祉法人を通じて、施設利用者等にお渡しする活動です。



毎週農産品がたくさん提供されます



毎回バナナがたくさん！

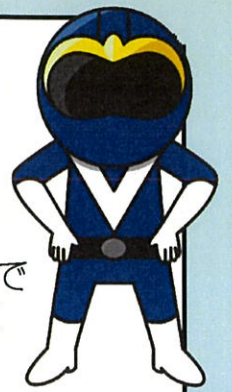


老人ホームや保育園の利用者等にお渡しされます





青森しあわせネットワーク



制度の狭間の課題を解決する社会福祉法人の取組「青森しあわせネットワーク」では、生活困窮者等の支援のため、寄贈や助成を通じて各法人で食品等を備蓄し、支援を行っています

生活に必要な家電の
無料貸出も行っていきます



相談者に必要な食品等をお渡ししています



こども宅食おすそわけ便[®]



青森県内の4地域で、子育て家庭に無償で食品を配布・配達する「こども宅食おすそわけ便[®]」では、多くの方々から寄贈された食品等をお渡ししています。

県内の約50団体が参加中



年間1万人以上に利用いただいています



定期的に無償提供いただいている方々

生活協同組合コープあおもり

青森県民生活協同組合

株式会社北日本吉野家

こども宅食応援団

階上キユーピー株式会社

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

株式会社モリレイ

(敬称略)

みんなの食堂と農林水産業マッチング



「共食」の場である「みんなの食堂」を未利用農林水産物等(規格外品、余剰品)等の提供で支援したい個人・団体と、食材を活用したいみんなの食堂等が参加する青森県ネットワークです。

こども食堂などで活用されています

ヤッサイなんごう友の会
やつがる市農産物特売所
から農産物が提供されて
います



学校給食会からは
冷凍品などが提供されています



ファミマフードドライブ

「株式会社ファミリーマート」が全国の店舗で展開しているフードドライブです。青森県社会福祉協議会では、県内のこども食堂やこども宅食おすそわけ便の活動者を通じて、食品等を配布しています。

店舗に回収ボックスが
設置されています



こども宅食おすそわけ便などに
配布されています



Amazon『みんなで応援』プログラム



「アマゾンジャパン合同会社」が、全国各地の支援を必要とする団体等をサポートする取組です。青森県社会福祉協議会では、こども宅食おすそわけ便やこどもの支援の活動のために利用しています。

こどものイベントなどで活用しています



欲しいもののリストから
提供されます



コープあおもりのフードサポート



「生活協同組合コープあomorい」が、青森しあわせネットワークの活動の対象となる生活困窮者等に対し、フードライブ活動を通じて食品等を提供して支援するものです。

相談者に必要な食品
をお渡ししています



宅配事業や店舗でご寄付いただけます



日本非常食推進機構

「公益社団法人日本非常食推進機構」が備蓄品の有効活用のために取り組んでいる活動です。青森県社会福祉協議会では、食品等に応じて生活困窮者等の支援のために利用しています。



生活困窮者等の
支援で活用しています



JA青森中央会

「JA青森中央会(青森県農業協同組合中央会)」が、生活に困窮する方々や子育て家庭を支援するために定期的に県産米を提供しています。こども宅食おすそわけ便や青森しあわせネットワークの活動の対象となる生活困窮者等に支援されています。



「お米が一番ありがたい」との
声が寄せられています





県民生協などフードドライブの活動も活発になっています

コロナ禍で食品配布の活動が活発に



大量の食品もたくさんの利用者にあつという間にお渡しされます



フードバンクとフードドライブ

食品を提供したい配布する活動をしていると「フードバンク」と「フードドライブ」という似たような2つの言葉が出てきますが、違いはなんでしょう。

「フードバンク」とは、「食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する「フードバンク」と呼ばれる団体・活動」(農林水産省)と定義されています。

一方の「フードドライブ」とは、「家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等に生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動」(環境省)をいいます。つなみに「ドライブ」とは「寄付」という意味です。

あおりフードバンクでは、食品等を集めて寄付いただく活動を「フードドライブ」といい、集めた後に調整して配布する活動するまでを「フードバンク」として、活動を進めていきます。

あおもりフードバンクを利用したい方へ



中間支援組織を通じての配布

あおもりフードバンクの食品等の配布は、身近な地域で支援活動を行うさまざまな中間支援組織を通じて行います。

青森県社会福祉協議会は、支援を必要とする人に、直接食品等を配布することは行わないことを原則としています。

それは、身近な地域での食品等に配布を通じて、顔の見える関係性を構築していただくことで、支援が必要な時にいつでもつながりを持つことができるようにするためです。



中間支援組織とは

食品等を配布する中間支援組織は、青森県内の市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、その他身近な地域で支援活動を行うさまざまな個人・団体に事前に青森県社会福祉協議会登録します。

登録いただく中間支援組織には、各種コンプライアンスを遵守いただいたうえで、次の事項を約束していただきます。

- (1) 受け取った食品等を、他に譲渡又は、売買したり、有償で交換しないこと
- (2) 受け取った食品等を、定められた方法で管理して適切に取り扱いし、消費期限内に使用すること
- (3) 食品等の配布の活動を非営利活動として行い、自らの活動の営業、宣伝に利用しないこと
- (4) 食品等の提供者の希望に基づき、食品等を必要とする者に支援できること
- (5) 個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、活動にあたり問合せ窓口を設置して明記し、事故等の対応や必要な情報公開、原因の究明や拡大防止策を講じることができること。
- (6) 事業実施に必要な青森県社協からの報告や指示に応じることができること



食品等の提供を受けたい場合

身近な地域の間援組織にご相談ください。提供された食品は提供者の希望に基づき配布しますが、各団体によって支援する方々の条件がある場合があります。

中間支援組織は青森県内の市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、その他の個人・団体ですので、不明な場合は青森県社会福祉協議会でご紹介します。



市町村社会福祉協議会は、住民の困りごとの相談もお受けしていますが、フードバンク活動による食品等の提供を行うかは、それぞれで異なります。また、支援する場合にも条件がある場合があります。



「青森しあわせネットワーク」の参加法人では、生活困窮者の相談と支援を行っており、必要に応じて備蓄した食品等を支援しています。備蓄した食品等がない場合には、現物給付で支援しています。現在困窮状態にあることが利用の条件になります。



「こども宅食おすそわけ便」は、県内4地域で約50団体が行う子育て家庭を対象にした食品配布や配達活動で、子どもがいる家庭であればどなたでも利用できます。子どもがいる証明は不要ですが、申込制や抽選での利用の場合があります。

食品等の提供を受けたら

あおもりフードバンクを経由して食品等の提供を受けた場合には、(1)受け取った食品等を、他に譲渡又は売買したり、有償で交換しないこと、(2)受け取った食品等を、定められた方法で管理して適切に取り扱いし、消費期限内に使用することをお約束ください。

消費期限と賞味期限

食品の袋や容器には「消費期限」か「賞味期限」のどちらかが表示されていますが、違いはなんでしょう。「消費期限」は、期限が過ぎたら食べない方がいいものです。袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のこと。お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています。

「賞味期限」は、おいしく食べることができる期限です。袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のこと。

消費期限に比べいたみにくい食品の表示されています。(作ってから3ヶ月以上もつものは「年月」で表示することもあります)。

この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。

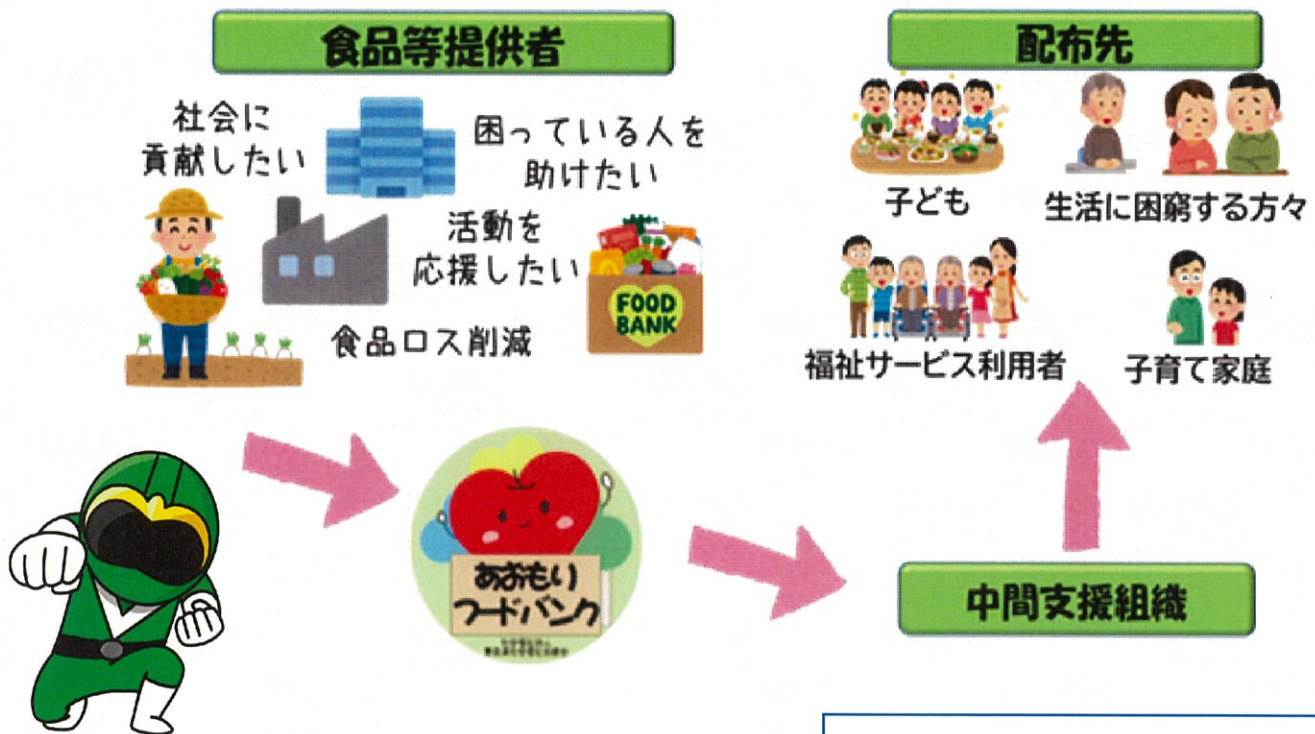
(農林水産省)

あおりフードバンクへ食品等を提供したい方へ

食品等を寄付したいと思ったら

あおりフードバンクは、食品等を提供いただく皆さんの希望に沿った配布先をマッチングさせていただきます。

食品等を寄付したいとお考えの場合には、青森県社会福祉協議会に一度相談ください。



食品等を提供いただく場合の手続き

食品等を提供いただく場合には「食品等の提供申出書」に必要事項を記載し、県社協に提出していただきます。

ご相談しながら、提供いただく皆さんの意向に沿ってマッチングします。

食品等を受け取りましたら、あおりフードバンクからは「受領書」をお渡しします。

あおりフードバンクへの寄付を前提にフードドライブの活動などを行う場合にも、申出書を事前に提出して下さるようお願いいたします。

→食品等提供申出書は、ホームページからダウンロードできます。(P20)

様式第2号(第4条第1項及び第6項関係)

あおりフードバンク 食品等の提供申出書

1 申出者名		
2 代表者名		
3 連絡先住所等	〒	TEL: FAX: E-mail:
4 担当者名		
5 内容	内容備考 () ※消費期限 () 受渡時期 () 受渡方法 ()	
6 配布先	希望があれば記載ください。	

1 確認事項 (☑してください)

私は、要綱第3条第2項の各号に該当しません。

2 確認事項 (いずれかに○をしてください)

(1) 青森県社協及び配布団体等のホームページやSNSへの掲載について
可能 不可能

(2) 提供品の配布のための送料・運搬代の負担
(※配布を青森県社協が直接行う場合)
可能 不可能

(3) 提供品の配布のための手数料の負担
可能 不可能

※現金の納入など税制上の優遇措置があります

あおもりフードバンクで受け入れする食品等

あおもりフードバンクで受け入れする食品や日用品、文房具や書籍など生活に必要な品々は、関係法令に従って適切に管理された未使用品を無料で受け入れます。

ただし、次に掲げるものについては原則として受入しませんのでご注意ください。

- (1) 消費期限を経過しているもの及び消費期限の残日数が1ヶ月に満たないもの並びに消費期限が確認できないもの
- (2) 開封したもの
- (3) 容器等が著しく破損しているもの
- (4) 廃棄物として一旦公に処理されたもの
- (5) 定められた食品管理や衛生管理がなされていないもの
- (6) 品質が保証できないもの、品質の保証が確認できないもの
- (7) その他、県社協会長が判断したもの



食品等を提供いただく皆さんへのお願い

あおもりフードバンクで受け入れて必要な方々へお渡しするには、配布先を調整し、モノを運ぶなど、時間と労力とお金がかかります。青森県社会福祉協議会では、多くの皆さんからのご協力であおもりフードバンクを運営しています。

食品等を提供いただく皆さんには、以下についてご協力をお願いします。

- (1) 提供される食品等は、青森県社会福祉協議会又は中間支援組織等へ持ち込みをお願いします。
- (2) 配布に係る送料、手数料等の負担について、ご協力をお願いします。必要に応じて、見積額をお知らせいたします。
- (3) 食品等の提供に伴う広報活動については、原則として食品等を提供いただく皆さん自身が行うことをご協力をお願いします。

食品提供や寄付にかかる税制上の取扱い 配送費等も損金に算入でき、寄付金の税制上の優遇も

フードバンクへの食品の提供が、実質的に商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入して差し支えありません」(国税庁)

提供に要する費用とは「提供した食品の帳簿価額」のことを指します。食品の引取費用(配送費等)を企業が負担している場合は、これらの費用も含まれます。

また、青森県社会福祉協議会への寄付は、一般の寄付金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇があります。

【関係法令】 法人税法第 22 条第3項、第 37 条

【参考】 国税庁ホームページ(税制に関する質疑応答事例)

農林水産省ホームページ フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引きについて



食品ロス削減にフードバンクを活用しませんか。 ～フードバンクへの食品提供は税制上も全額損金処理が可能です～



企業

当社は、フードバンク活動を行う団体に対して、食品を提供することを検討しています。フードバンクへの食品の提供に要する費用は、その提供時の損金の額に算入して差し支えありませんか？

A. フードバンクへの食品の提供が、実質的に貴社の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入して差し支えありません。

(理由)

一般的に、法人が資産（食品等）を寄附した場合には、その寄附は一般の寄附金として一定の限度額までしか損金算入することができません。しかしながら、下記（①及び②）の事実関係が認められる場合は寄附金以外の費用として取り扱うことができます。

- ① 貴社の社内ルール等に基づいた商品廃棄処理の一環で行われる取引であること。
- ② 貴社とフードバンクとの合意書に、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果報告のルールを定めており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること。

※貴社が提供した食品の内容や提供量が分かる受取書等をフードバンクから受領する必要があります。

※上記のケース以外にも、貴社の広告宣伝のために食品を提供する場合には、その提供に要する費用は広告宣伝費として損金の額に算入することができます。



「提供に要する費用」とはどのようなものを指すのでしょうか？

A. 提供に要する費用とは「提供した食品の帳簿価額」のことを指します。食品の引取費用（配送費等）を企業が負担している場合は、これらの費用も含まれます。



フードバンクへの寄附に対して税制上の優遇措置はあるのでしょうか？

A. 認定NPO法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置があります。

(例)

資本金等の額2,000万円、所得の金額（寄附金支出前）1,400万円、1年決算法人が、特定のフードバンクに対する寄附金50万円を支出した場合、50万円が損金に算入されることとなります。

（この例は認定NPO法人等に寄附をしたケースであり、その他法人の場合は限度額が異なります）

※詳細な計算方法は別紙資料をご参照ください。

利用されていない農産物(野菜・果物・米等)を フードバンクに寄付してみませんか？

フードバンクを通じて、未利用の“もったいない”
農産物(野菜・果物・米等)も有効活用できます！

日本では、まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる食品ロスが、年間646万トン発生しています。

これは、国民1人当たり、毎日、お茶碗約一杯分のご飯を捨てている量に相当します。

また、農産物の生産・流通には、多くのエネルギーや資材、労働力が費やされています。



食料を必要な方に届けるフードバンク活動が、NPO法人を中心として国内で広がっており、規格外農産物など、未利用の“もったいない”農産物が有効に活用されています。

生産者、JA、市場関係者の皆さんも、利用されていない農産物の提供について、フードバンクに問い合わせてみましょう！

(農産物の回収について、柔軟に対応できる場合があります)



全国のフードバンクの連絡先はこちら
[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/
recycle/syoku_loss/img/170412.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/img/170412.html)

QRコード→



あおもりフードバンク 事業実施要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、企業、団体及び個人から食品や日用品、文房具や書籍など生活に必要な品々（以下「食品等」という。）を無償で受け入れ、その食品等を無償で配布する事業を「あおもりフードバンク」と称し、この要綱は、あおもりフードバンクに関し必要な事項を定める。



(あおもりフードバンクの目的)

第2条 あおもりフードバンクは、安全安心な食品等を次に掲げる方々に無償で配布することによって、さまざまな事情で支援を必要とする方々の福祉の充実を図るとともに、支援機関や市民活動、企業・団体の連携や協働によるたすけあいのネットワークを推進し、もって地域福祉を推進することを目的とする。

- (1) 生活に困窮する方々
- (2) 子ども・子どものいる世帯
- (3) 福祉サービス等を利用する方々
- (4) その他、既存の制度やサービスでは対応できない方々

2 県社協は、食品の配布にあたって、前項の食品等を必要とする方々を支援する事業や活動を行う機関、団体等（以下「中間支援組織」という。）を通じて行うことによって、住民相互の身近な地域での継続的な福祉コミュニティづくりを進めるものとする。

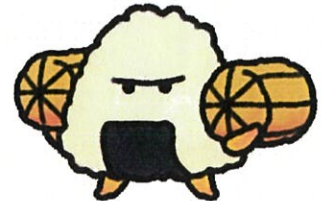
(あおもりフードバンクの業務)

第3条 県社協が行うあおもりフードバンクの業務は、次に掲げる内容とする。

- (1) 前条第1項に掲げる者への食品等の配布
- (2) 非営利活動として食事や食品等の提供を行う活動をする団体及び社会福祉法人や福祉事業者等への食品の配布
- (3) 企業、団体等からの食品等の提供及びその受入れ
- (4) 受入れた食品等の適切な管理
- (5) フードバンク活動を広めるための広報活動
- (6) 事業を安全且つ適切に行うために必要な活動
- (7) 震災時等の支援



- 2 あおもりフードバンクに食品等を提供する企業、団体等（以下「食品等提供者」という。）、食品等の提供を受ける者及び中間支援組織は、次の各号の事項を確約するものとする。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させるものではないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を行う行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - (5) その他、法令、公序良俗等に違反する企業や団体等ではないこと
 - (6) その他、県社協会長が不適切であると判断される事象がないこと
- 3 あおもりフードバンクから食品等の提供を受ける者、中間支援組織並びに食品等の配布の活動を行う者は次の事項を遵守するものとする。
- (1) 受け取った食品等を、他に譲渡又は売買したり、有償で交換しないこと
 - (2) 受け取った食品等を、定められた方法で管理して適切に取り扱いし、消費期限内に使用すること
- 4 県社協は、第2条第1項に定める対象者に原則として直接配布は行わず、次の条件を満たした中間支援組織を通じて配布を行うものとする。
- (1) 青森県内の市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、その他の団体や個人で、前項の事項を確約し遵守することを誓約した者
 - (2) 食品等の配布の活動を非営利活動として行う者で、自らの活動の営業、宣伝に利用しない者
 - (3) 食品等の提供者の希望に基づき、食品等を必要とする者に支援できる者
 - (4) 個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、活動にあたり問合せ窓口を設置して明記し、事故等の対応や必要な情報公開、原因の究明や拡大防止策を講じることができる者
 - (5) 事業実施に必要なとする県社協からの報告や指示に応じることができる者
- 5 前項の条件を満たした中間支援組織で、県社協からの食品の提供を受けたい者は、「中間支援組織申出書」（様式第1号）に必要事項を記載し、県社協に事前に登録するものとする。
- 6 青森県内の市町村社会福祉協議会及び「青森しあわせネットワーク」に参画する社会福祉法人は、前項の手続き無しに、中間支援組織として登録したものとみなす。



7 県社協は、中間支援組織が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録を取り消しすることができる。

- (1) 様式第1号に記載の連絡先に1年以上連絡がつかない場合
- (2) 第2項に規定する要件に該当しないことが確認された場合
- (3) 第3項又は第4項の要件等を満たさない行為が確認された場合
- (4) 不法行為や社会的な信用を失墜させる行為が確認された場合
- (5) その他前各号に準ずる場合

8 「あおもりフードバンク」「青森県社会福祉協議会」の名称並びに別紙1のロゴマークを用いた活動については、県社協及び登録を受けた中間支援組織が使用できるものとし、そのほかの者は県社協の許可なく使用することはできないものとする。



(あおもりフードバンクの業務の流れ)

第4条 食品等提供者は「食品等の提供申出書」（様式第2号）に必要事項を記載し、県社協に提出するものとする。

- 2 県社協は、前項の申出の内容に基づき受入の可否を決定し、受入することが決定した食品等は、食品等提供者の希望に基づき、県社協が配布先を決定するものとする。
- 3 提供する食品等の受渡は、原則として食品等提供者が県社協又は中間支援組織に持込するものとし、県社協は受渡後速やかに「食品等の受領書」（様式第3号）を食品等提供者に交付し、中間支援組織を通じて食品等を配布するものとする。
- 4 食品等の提供を受けた中間支援組織は、必要に応じて利用の内容等の報告を県社協に行うものとする。
- 5 県社協は、中間支援組織の報告等の内容を、食品等提供者に報告するものとする。
- 6 「あおもりフードバンク」「青森県社会福祉協議会」の名称並びに別紙1のロゴマークを用いて食品等の寄付を集める活動を行いたい者は、活動を行う前に「食品等の提供申出書」（様式第2号）に必要事項を記載し、県社協に提出するものとする。
- 7 提供された食品等について、県社協が中間支援組織等を介して配布する場合、必要に応じて送料、手数料等の負担について、食品等提供者に通知するものとする。
- 8 食品等の提供に伴う広報活動については、原則として食品等提供者が行うものとする。
- 9 食品等提供者からの食品等の提供が定期的に行われる場合には、契約書や協定書等を県社協との間で別に締結し、活動を行うものとする。



(受入する食品等の管理の責任)

第5条 あおもりフードバンクで受入れする食品等は、関係法令に従って適切に管理された未使用品を無料で受け入れるものとし、次に掲げるものについては原則として受入しないものとする。

- (1) 消費期限を経過しているもの及び消費期限の残日数が1ヶ月に満たないもの並びに消費期限が確認できないもの
- (2) 開封したもの
- (3) 容器等が著しく破損しているもの
- (4) 廃棄物として一旦公に処理されたもの
- (5) 定められた食品管理や衛生管理がなされていないもの
- (6) 品質が保証できないもの、品質の保証が確認できないもの
- (7) その他、県社協会長が判断したもの



- 2 あおもりフードバンクで取り扱う食品等の安全や衛生上の管理は、原則として提供時点から受取側の責任とするものとする。
- 3 食品等を受け取る利用者が、当要綱の内容を遵守するよう、県社協及び中間支援組織は、利用者に明示して配布を行うものとする。
- 4 県社協は、提供食品の取扱いに関する情報を記録し、これを5年間保存するものとする。また、中間支援組織においても、必要事項を記録するものとする。
- 5 あおもりフードバンクの事業に携わる者は、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省）、その他関係法令に基づき、安全安心な食品等の提供に努めるものとする。

(経費)

第6条 あおもりフードバンクの事業実施にかかる経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てるものとする。

(個人情報の保護)

- 第7条 あおもりフードバンクの事業に携わる者は、個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施により知り得た個人情報を本人の同意を得ずに他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後及び活動の参加を終了した後も同様とする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に係る個人情報の管理については、県社協個人情報保護規程の定めるところによるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月3日から施行する。

※様式第3号及び別表は省略

あおもりフードバンク 中間支援組織 申出書

1 団体名		
2 代表者名		
3 連絡先 住所等	〒	TEL:
		FAX:
		E-mail:
4 担当者名		

1 確約事項（してください）

私は、要綱第3条第2項の各号に該当しません。

2 誓約事項（してください）

受け取った食品等を、他に譲渡又は売買したり、有償で交換しません

受け取った食品等を、定められた方法で管理して適切に取り扱いし、消費期限内に配布します

食品等の配布の活動を非営利活動として行い、自らの活動の営業、宣伝に利用しません

食品等の提供者の希望に基づき、食品等を必要とする者に支援できます

個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、活動にあたり問合せ窓口を設置して明記し、事故等の対応や必要な情報公開、原因の究明や拡大防止策を講じることができます

事業実施に必要とする県社協からの報告や指示に応じることができます

食品等を受け取る利用者が、当要綱の内容を遵守するよう、利用者に明示して配布を行います

3 確認事項（いずれかに○をしてください）

(1) 青森県社協及び食品等提供者のホームページやSNSへの掲載について
可能
不可能

あおもりフードバンク 食品等の提供申出書

1 申出者名		
2 代表者名		
3 連絡先 住所等	〒	TEL:
		FAX:
		E-mail:
4 担当者名		
5 内容	内容個数（	）
	※消費期限（	）
	受渡時期（	）
	受渡方法（	）
6 配布先	希望があれば記載ください。	

1 確約事項（してください）

私は、要綱第3条第2項の各号に該当しません。

2 確認事項（いずれかに○をしてください）

(1) 青森県社協及び配布団体等のホームページやSNSへの掲載について

可能 不可能

(2) 提供品の配布のための送料・運搬代の負担

（※配布を青森県社協が直接行う場合）

可能 不可能

(3) 提供品の配布のための手数料の負担

可能 不可能

※損金の参入など税制上の優遇措置があります

あおもいフードバンクで たすけあいのネットワークを広げるぞ！



あおもいフードバンクレンジャー

支援を必要とする人の
福祉の充実を図るぞ！

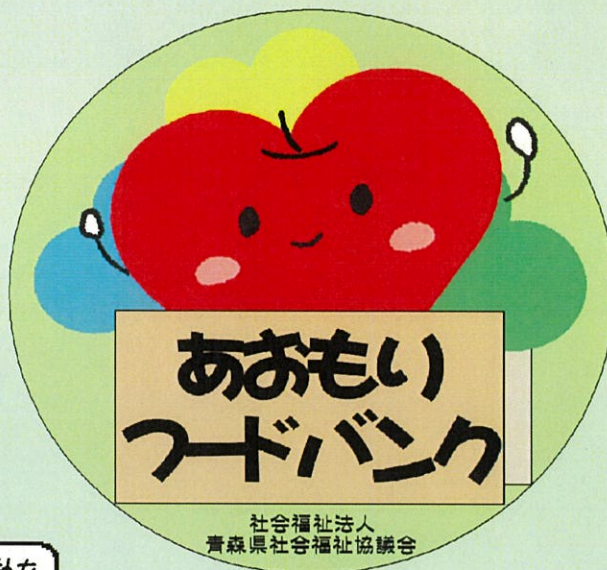


フードレッド

安全安心な食品の
分配を進めるぞ！



フードグリーン



フードバンク活動を
広げるぞ！

フードブルー

フードバンク活動の
理解を進めるわ！



フードピンク

支援のネットワークを
広げるぞ！



フードイエロー

あおもいフードバンクの手引き

2023年2月発行

社会福祉法人青森県社会福祉協議会
社会貢献活動推進室

〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号
電話017-723-1391 (代表)